

# 北海道地方小委員会の運営規則等について

平成22年12月14日  
国土交通省 北海道開発局

# 北海道地方小委員会について

## 1. 設置

「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」  
(平成22年8月3日道路分科会決定)に基づき設置。

## 2. 目的

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として設置。

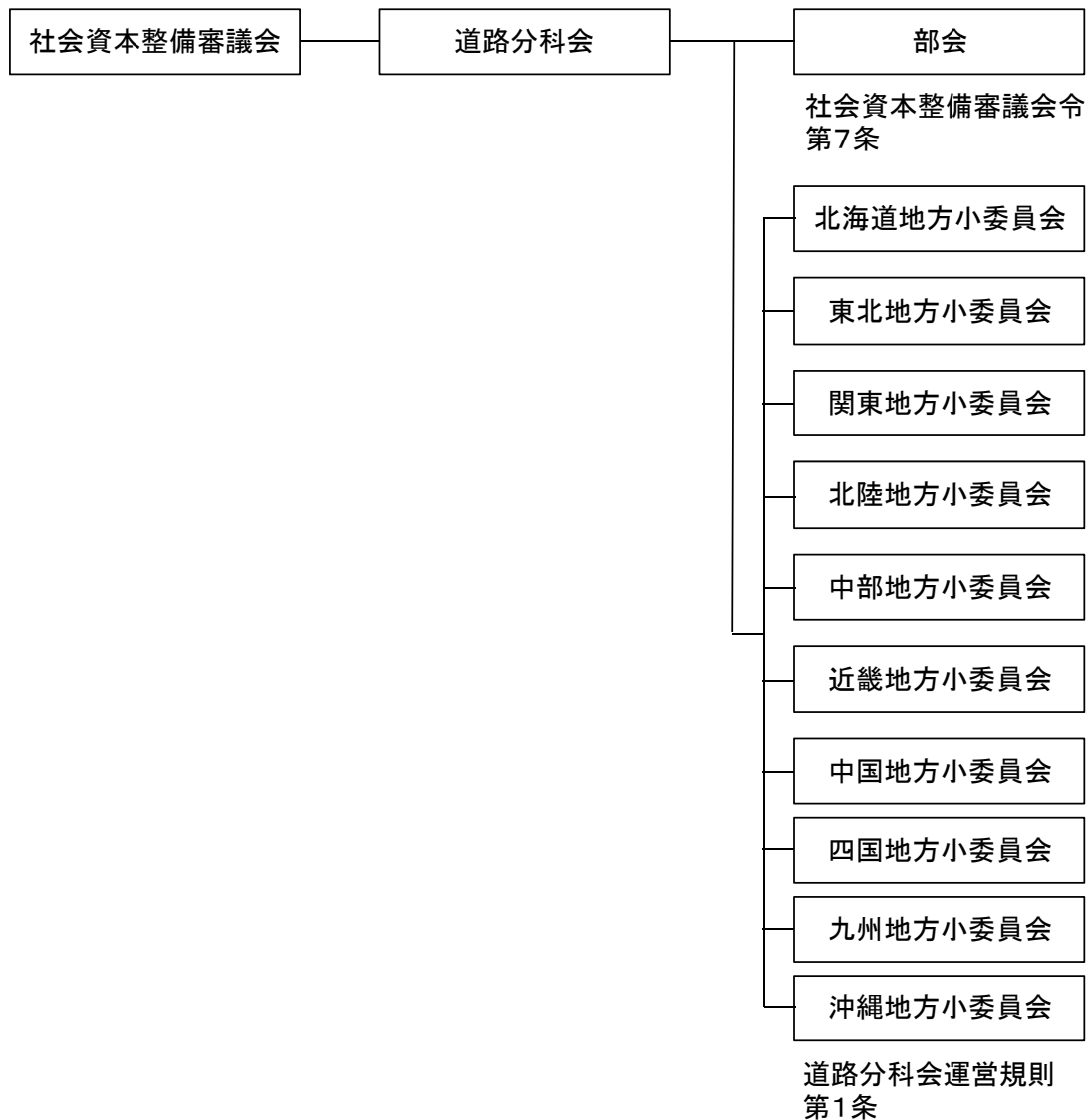
## 3. 主な議題等

- ①計画段階評価
- ②新規事業採択時評価
- ③地方における道路事業の効率的な実施について意見聴取。

## 部会等の設置

(根拠法令等) 国土交通省設置法 (平成 11 年法律第 100 号)  
 社会資本整備審議会令 (平成 12 年政令第 299 号)  
 社会資本整備審議会道路分科会運営規則

### 1. 組織図



### 2. 設置する部会等

#### ○事業評価部会

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

#### ○地方小委員会

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として、地方ごとに設置する。

## 社会資本整備審議会道路分科会 北海道地方小委員会運営規則（案）

（趣旨）

第1条 本規則は、「社会資本整備審議会道路分科会運営規則」（平成22年8月3日道路分科会長決定）に基づいて設置する小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（小委員会の事務）

第2条 小委員会は、社会資本整備審議会道路分科会長（以下「分科会長」という。）の求めに応じ、以下の事務を行う。

- 2 計画段階評価、事業採択時評価の審議対象事業に関し、北海道開発局が作成した対応方針（案）について報告を受けること。
- 3 地方の道路事業の効率的な実施に関し、北海道開発局からの報告を受けること。
- 4 北海道開発局から受けた報告に対し意見がある場合には、調査結果を分科会長に報告すること。

（会議の成立条件）

第3条 会議は委員の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

（小委員会の庶務）

第4条 小委員会の庶務は、北海道開発局建設部道路計画課において処理する。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、小委員会の議事の手続きその他運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規則は、平成22年12月〇日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会 北海道地方小委員会  
傍聴規程（案）

社会資本整備審議会道路分科会  
北海道地方小委員会

- 1 会議を傍聴する方は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に氏名等を記入願います（会議で配布した資料に訂正等が生じた場合に、資料を訂正等の後、郵送いたします。記入いただいた氏名等は他の目的に使用しません）。
  
- 2 会議を傍聴する方は次の事項を遵守して下さい。これらの事項に反する行為をした場合は、退場等の措置を取ることがあります。なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合があります。
  - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法などにより、委員の発言等に対して公然と賛否を表明することはご遠慮願います。
  
  - 2) カメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等による撮影、録音行為はご遠慮願います（報道機関関係者の方は除きますが、会議の適切な運営の支障となるような場合には、禁止又は制限することがあります）。
  
  - 3) 食事又は喫煙はご遠慮願います。
  
  - 4) その他、会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となるような行為はご遠慮願います。

平成 22 年 8 月 3 日 第 12 回 道路分科会 決定

## 社会資本整備審議会道路分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第 10 条の規定に基づき、社会資本整備審議会道路分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会道路分科会長  
家田 仁

(小委員会の設置)

第 1 条 道路分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第 2 条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第 4 条第 5 項の「委員等」という。以下同じ。）は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

(委員長)

第 3 条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから道路分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を道路分科会長に報告するものとする。

(議事)

第 4 条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第 4 条から第 7 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 22 年 8 月 3 日から施行する。

## 社会資本整備審議会令（抜粋）

### ○社会資本整備審議会令

（平成12年6月7日政令第299号）（抄）

（部会）

第7条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。
- 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

## 社会資本整備審議会運営規則

(趣旨)

第1条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

(書面による議事)

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

(議長)

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

(委員等以外の者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事録)

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。



- 3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

- 第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。
- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
  - 3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

- 第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。
- 2 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
  - 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会。）の議決とすることができる。
  - 4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。個の場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年2月27日から施行する。